

協会けんぽ青森支部からのお知らせ(令和5年11月)

健診後の健康サポートは **Web**の利用が便利!

平日は夜8時まで
(土曜日は午前のみ利用可能)



令和5年度の委託先は、一般社団法人 エヒメ健診協会(愛媛県)です

健診当日に健康サポート(特定保健指導)を受けられなかった方は、協会けんぽの保健師等がお勤め先を訪問するほか、スマートフォン、タブレット、PCを用いてWeb(zoom)でも実施していますので、ぜひご利用ください。

健康サポートのご案内が届きましたら、FAX等でお申し込みができます。Webをご希望の場合は、**遅くとも希望日の2週間前まで**にお申し込みをお願いいたします。

生活習慣病予防健診をご利用でない事業所さまへ

定期健康診断等の結果を協会けんぽにご提供ください



対象

生活習慣病予防健診を受診していない 40歳～74歳の被保険者さま

提供のメリット

- ・健康保険料率の引き下げにつながる!(インセンティブ制度による)
- ・無料で保健師・管理栄養士の健康サポートを受けられる!

提供方法

下記の3つの方法があります

- ① 健診結果の提供にかかる同意書を、協会けんぽに提出※
- ② 健診結果提供を含んだ契約を、健診機関と締結する
- ③ 健診結果のコピーを協会けんぽに提出
(コピー以外に添付書類が必要な場合があります)

※過去に一度、①の同意書を提出されている事業所さまは、健診機関の変更がない限り、再度のご提出は不要です(協会けんぽが契約を締結している健診機関で受診している場合に限る)

定期健康診断等の結果の提供勧奨業務の一部を、令和5年10月より「株式会社メディテクノサービス」(大阪府)に委託しています。ご連絡がありましたら、ご協力をお願いいたします。

提供方法等、詳しくは協会けんぽのホームページをご確認ください。



提供方法について



インセンティブ制度について

令和5年度 被扶養者資格再確認 へのご協力をお願い

協会けんぽでは、健康保険の被扶養者となっている方が現在もその状況にあるかを確認させていただくため、毎年度、被扶養者資格の再確認を実施しています。

今年度は、10月下旬から11月上旬にかけて「被扶養者状況リスト」をお送りしていますので、ご理解とご協力のほど、よろしくお願いいたします。

なお、扶養状況に変更がない場合でも、リストのご提出は必要となります。

被扶養者状況リスト等の提出期限は12月8日(金)までです



被扶養者資格再確認に関するお問い合わせ先：協会けんぽ青森支部 業務グループ 017-721-2714

このコーナーでは、青森支部に健康宣言をご登録いただいている事業所様の健康に関する取組をご紹介します。

わが社の健康経営®

「健康経営®」は、従業員の健康を重要な経営資源と捉え、健康増進に積極的に取り組む経営スタイルのことで、NPO法人健康経営研究会の登録商標です。

今月の
事業所様

三浦建設工業 株式会社 様

事業所所在地：青森県八戸市 従業員数：94名 事業内容：金属製品製造業・建設業
健康経営優良法人認定(2022年、2023年)

取組内容

社員が心身ともに元気で働ける会社を目指して、次の取り組みを行っています。

- ・毎日、全員参加でラジオ体操の実施。
- ・定期健康診断、特定健康診査、特殊健診等の受診、各種がん検診の受診勧奨。
- ・生活習慣改善のため保健指導の実施、精密検査が必要な社員への再検査等の勧奨活動。
- ・健康体力づくりのため、社内にトレーニングルームを開設。

取組のご感想を伺いました！

健康診断等について、社員の受診に対する意識が高くなり各種健(検)診を自ら希望して受診するようになりました。また、所見のあった社員の再検査等の受診率も高くなりました。社内トレーニングルームの利用率も高く、健康増進を図っています。更なる健康増進のため、新たな機器の増設をしていきます。



社内トレーニングルーム

健康宣言に関するお問い合わせ先：協会けんぽ青森支部 企画総務グループ 017-721-2713